



ピチピチ 消費生活だより



令和6年10月号

こんにちは 岡山市消費生活センターです！
秋の涼しさが心地よく、過ごしやすい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、光回線が安くなると言われて申し込んだところ、別の業者と新たな契約を結んでしまった事例について紹介します。料金が安くなるなどの言葉に即決せず、内容を確認するようにしましょう。

【事例】

通信会社の名前を出し、「光回線が新プランで安くなる」との電話がかかってきた。長年契約している通信会社からの電話だと思い、利用料が今よりも安くなるのであればと、新プランを契約した。

しかし、後日引き落とされた明細を確認すると以前より高くなっており、よく確認すると別会社と新たな契約を結んでいることがわかった。

光回線が安くなる？
電話での勧誘に注意！

【ひとことアドバイス】

- ★大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない別の会社からの勧誘である場合があります。会社名はしっかりと確認するようにしましょう。
- ★基本料金の他にも、工事費や手数料、オプションなど、追加の費用がかかり、結果として支払う金額が以前より高くなる場合があります。「安くなる」という言葉に即決せず、契約内容をしっかりと確認するようにしましょう。
- ★後日届く契約書面の内容はしっかりと確認しましょう。初期契約解除の適用も考えられます。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

